

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を「」に公布する。

平成三十年三月二十日

広島県知事 湯崎英彦

広島県条例第十七号

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
第一条 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 基準該当居宅サービスに関する基準(第二十八条—第三十二条)」
「第五節 共生型居宅サービスに関する基準(第二十七条の二・第二十七条の三)」
を
第六節 基準該当居宅サービスに関する基準(第二十八条—第三十二条)
に、「第五節 削除」を「第五節 共生型居宅サービスに関する基準(第九十一条—第一百五十五条)」に、「第六節 基準該当居宅サービスに関する基準(第一百四十六条—第一百四十一条)」を
第七節 基準該当居宅サービスに関する基準(第一百四十六条—第一百五十十五条の三) に改める。

一条

第一条中「第七十条第二項第一号」の下に「、第七十二条の二第一項各号」を、「運営に関する基準」の下に「、共生型居宅サービスに関する基準」を加える。

第二条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 共生型居宅サービス 法第七十二条の二第一項の申請に係る法第四十一条第一項

本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。

第二十一条第三項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第二十一条第三項第三号中「介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年広島県条例第五号）第十三条第十項に規定するサービス担当者会議をいう。」を「指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援の事業を行う事業所をいう。）第一百三十三条第二項において同じ。）の介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本とし、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。」に改める。

第三章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型訪問介護の基準）

第二十七条の二 訪問介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十三号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第六条第一項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下この条及び第二百四十五条の二において「障害者総合支援法」という。）第五条第三項に規定する重度訪問介護をいう。第一号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第一号において同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第六条第一項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介

護（指定障害福祉サービス等基準条例第五条第一項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- 二 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第二十七条の三 第五条、第六条（第一項を除く。）及び第七条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第六条第二項中「利用者（）とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、）と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

第六十三条第一項を次のように改める。

指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数
- 二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士等」という。） 一以上

第六十三条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

- 2 前項第一号の医師は、常勤の者でなければならない。

第六十四条第一項中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第七十一条中「、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第七十二条第一項中「、看護職員」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「第十九条第一項から第三項まで」を「第六十九条第一項及び第二項」に、「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第七十三条第一項中「薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第七十六条第一項第一号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条第三項を削る。

第七十七条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 通常の事業の実施地域

第八章第五節を次のように改める。

第五節 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型通所介護の基準）

第九十一条 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第七十条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第百三十条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第百四十条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十一号。以下この条において「指定通所支援基準条例」という。）第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第五条に規定する指定児童発達支援をいう。第一号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第六十五条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第六十四条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第一号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第七十条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第一百三十条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条

例第一百四十条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第六十五条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第六十九条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第百二十九条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第百三十九条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされること。

二 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第九十二条 第九条から第十四条まで、第二十条、第二十四条から第二十六条まで、第四十一条、第七十九条、第八十一条及び第八十二条第四項並びに前節（第九十条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第二十二条に規定する重要事項に関する規程」とあるのは「運営規程（第八十七条に規定する運営規程をいう。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第二十条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第八十二条第四項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第八十五条第三項及び第八十六条第五項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第九十三条から第百五条まで 削除

第一百十二条第一項中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

第一百六条第一項中「作業療法士」の下に「若しくは言語聴覚士」を加える。

第一百二十条第五項中「介護老人保健施設」の下に「介護医療院」を加える。

第一百二十五条第二項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第一百二十七条第四項及び第五項中「身体拘束」を「身体的拘束」に改める。

第一百三十三条第二項中「（介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年広島県条例第五号）第六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）」を削る。

第一百四十条第六項及び第七項中「身体拘束」を「身体的拘束」に改める。

第十章中第六節を第七節とし、第五節の次に次の一節を加える。

第六節 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型短期入所生活介護の基準）

第一百四十五条の二 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（（指定障害福祉サービス等基準条例第九十二条第一項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準条例第八十八条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

一 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上であること。

二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要となる数以上であること。

三 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。（準用）

第一百四十五条の三 第十条から第十四条まで、第二十四条から第二十七条まで、第四十

一条、第八十九条、第一百十九条及び第一百二十一条並びに第四節（第一百三十四条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、

第一百二十四条中「第一百三十二条に規定する重要事項に関する規程」とあるのは「運営規程」と、同条、第一百二十七条第三項、第一百二十八条第一項及び第一百三十一條中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第一百五十三条第六項中「第一百三十七条第一項から第五項まで」を「第一百三十七条第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 指定短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき短期入所療養介護従業者は、当該指定短期入所療養介護事業所が介護医療院である場合にあつては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

第一百五十四条第一項第四号中「食堂及び」を削り、同項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する条例（平成三十年広島県条例第四号）第三十二条に規定するユニット型介護医療院をいう。第一百六十七条及び第一百七十三条において同じ。）に関するものを除く。）を有すること。

第一百五十五条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第一百五十七条第四項及び第五項中「身体拘束」を「身体的拘束」に改める。

第一百六十三条に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

第一百六十七条第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有すること。

第一百六十九条第六項及び第七項中「身体拘束」を「身体的拘束」に改める。

第一百七十三条に次の一号を加える。

三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

第一百八十三条第四項及び第五項中「身体拘束」を「身体的拘束」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に定めるところにより措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第一百八十九条中「をいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第二百五条第一号中「利用料等」を「利用料、全国平均貸与価格等」に改め、同条に次の一号を加える。

六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。

第二百六条第四項中「利用者」の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

附則第十条第一号中「以下」を「老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。次条において同じ。」（以下この号において）に改める。

附則に次の三条を加える。

第十七条 第百七十六条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入れ又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条及び附則第十九条において同じ。）を行つて指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される

指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができるのこと。

二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数

第十八条 第百九十五条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行つて外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

第十九条 第百七十八条及び第百九十三条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行つて指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

（介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第百三十条—第百三十五条）」を「第七節 共生型介護予防サービスに関する基準（第百二十九条の二・第一百二条）」と第八節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第百三十条—第百三十五条）

十九条の三)

に改める。

条)

」

第二条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 共生型介護予防サービス 法第百十五条の二の二第一項の申請に係る法第五十三

条第一項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。

第六十一条第一項を次のように改める。

指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

一 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な以上の数

二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士等」という。）一以上

第六十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の医師は、常勤の者でなければならない。

第六十二条第一項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第六十五条中「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第六十八条中「、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第六十九条第一項中「、看護職員」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「第七十二条第一項から第三項まで」を「第七十二条第一項及び第二項」に、「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第七十条第一項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第七十二条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 通常の事業の実施地域

第七十五条第三項を削る。

第九十四条第一項中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

第一百二条第五項中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を、「もの（以下）の下に「この節及び次節において」を加える。

第一百九条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「身体拘束」を「身体的拘束」に改める。

第十章中第七節を第八節とし、第六節の次に次の一節を加える。

第七節 共生型介護予防サービスに関する基準

（共生型介護予防短期入所生活介護の基準）

第一百二十九条の二 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十三号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第九十二条第一項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第一百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準条例第八十八条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上であること。

- 二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- 三 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するた

め、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第一百二十九条の三 第三十五条の三から第三十五条の七まで、第三十八条、第三十九条の二から第三十九条の五まで、第九十四条の五、第一百一条及び第百三条並びに第四節（第一百十三条を除く。）及び第五節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第一百六条及び第百十条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは、「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第一百三十七条第六項中「第一百五十三条第一項から第五項まで」を「第一百五十三条第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 指定介護予防短期入所療養介護事業者が、指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに置くべき介護予防短期入所療養介護従業者は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が介護医療院である場合にあっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

第一百三十八条第一項第四号中「食堂及び」を削り、同項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する条例（平成三十年広島県条例第四号）第三十二条に規定するユニット型介護医療院をいう。第一百五十二条及び第一百五十六条において同じ。）に関するものを除く。）を有すること。

第一百三十九条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第一百四十一条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「身体拘束」を「身体的拘束」に改める。

第一百四十三条に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

第一百五十二条第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の開設に関する法律に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有すること。

第一百五十六条に次の一号を加える。

三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所においては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

第一百六十九条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「身体拘束」を「身体的拘束」に改め、同条に次の二項を加える。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に定めるところにより措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第一百七十七条中「をいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第一百九十七条第一号中「利用料等」を「利用料、全国平均貸与価格等」に改め、同条に次の二号を加える。

七 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帶の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。

第一百九十八条第四項中「利用者」の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

附則に次の二条を加える。

第十七条 第百六十二条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条及び附則第十九条において同じ。）を行つて指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型

指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができるのこと。
- 二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適當数

第十八条 第百七十九条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行つて外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適當数とする。

第十九条 第百六十四条及び第百八十二条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行つて指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条中介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「居宅サービス等基準条例」という。）第二百五条第一号の改正規定及び第二条中介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な

支援の方法に関する基準を定める条例（以下「介護予防サービス等基準条例」という。）第一百九十七条第一号の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。

（看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置）

第二条 この条例の施行の際現に介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第一条の規定による改正前の居宅サービス等基準条例（以下この条において「旧居宅サービス等基準条例」という。）第七十一条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。次条において同じ。）が行うものについては、旧居宅サービス等基準条例第七十一条から第七十三条まで及び第七十六条第三項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

（看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置）

第三条 この条例の施行の際現に介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第二条の規定による改正前の介護予防サービス等基準条例（以下この条において「旧介護予防サービス等基準条例」という。）第六十八条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、旧介護予防サービス等基準条例第六十八条から第七十条まで及び第七十五条第三項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。